

第二十七号議案

江戸川区特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

右の議案を提出する。

令和八年二月十七日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

江戸川区特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例
(趣旨)

第一条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号。以下「法」という。）第五十四条の三において準用する法第四十六条第二項の規定に基づき、江戸川区における特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする。

（特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準）

第二条 法第五十四条の三において準用する法第四十六条第二項の規定による条例で定める基準は、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和七年内閣府令第九十五号）の定めるところによる。

（委任）

第三条 この条例の施行について必要な事項は、江戸川区長が別に定める。

付 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（説明）

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第五十四条の三において準用する法第四十六条第二項の規定に基づき、江戸川区における特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を条例で定める必要があるもので、本案を提出いたします。